贈与報告基準日（相続報告基準日）における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合			(b)＋(c)　個 ((b)＋(c))／(a)　%
贈与報告基準日（相続報告基準日）における保有議決権数及びその割合			(b)　個 (b)／(a)　%
租税特別措置法第70条の７（第70条の７の２）第１項の適用を受ける株式等に係る議決権数（＊１）			個
（＊１）のうち贈与報告基準日（相続報告基準日）までに譲渡した数			個
贈与報告基準日（相続報告基準日）における同族関係者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
			(c)　個 (c)／(a)　%

3　贈与報告基準期間（相続報告基準期間）中における特別子会社について

会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額			円
総株主等議決権数		(a)　個	
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
			(b)　個 (b)／(a)　%

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

2　記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

3　報告書の写し及び施行規則第12条第２項（第４項）各号に掲げる書類を添付する。

4　報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第６条第２項第１号及び第２号に該当する場合であって、同項第３号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときには、その旨を証する書類を添付する。

5　贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第６条第２項第１号及び第２号に該当する場合であって、同項第３号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

6　報告者の経営承継受贈者（経営承継相続人）が当該報告者の代表者でない場合（その代表権を制限されている場合を含む。）又は経営承継贈与者が当該報告者の代表者若しくは役員（代表者を除き、当該報告者から給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の支給を受けた役員に限る。）となった場合であって、当該経営承継受贈者（経営承継相続人）が施行規則第９条第４項各号のいずれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

1　報告者が株式交換等により特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）たる地位を承継した株式交換完全親会社等である場合にあっては、「贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数」については、特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）の常時使用する従業員の数に株式交換完全子会社等（承継前に特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）だったものに限る。）の常時使用する従業員の数を加算した数を記載する。

2　単位が「%」の欄は小数点第１位までの値を記載する。

3　「贈与報告基準期間（相続報告基準期間）における代表者の氏名」については、贈与報告基準期間（相続報告基準期間）内に代表者の就任又は退任があった場合には、すべての代表者の氏名をその就任又は退任のあった期間ごとに記載する。

4　「贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）（　年　月　日から　年　月　日まで）における特定資産等に係る明細表」については、贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

5　「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により報告者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。

6　「（＊３）を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第１項第８号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

7　「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

8　「特別子会社」については、贈与報告基準期間（相続報告基準期間）中において報告者に特別子会社がある場合に記載する。なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

様式第十一を次のように改める。

様式第 12

随時報告書

年　月　日

経済産業大臣名　殿

郵便番号
会社所在地
会　社　名
電話番号
代表者の氏名　印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第５項ただし書（第７項ただし書）の規定により、下記の事項を報告します。

記

1　特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）について

主たる事業内容	
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における資本金の額又は出資の総額	円
随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）における資本金の額又は出資の総額	円
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由	